

女川町災害危険区域に関する条例

平成24年9月18日

女川町条例第49号

(趣旨)

第1条 この条例は、津波等の災害から住民の安全を確保するため、建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項の規定による災害危険区域（以下「災害危険区域」という。）の指定及び同条第2項の規定による建築物の建築の禁止又は制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害危険区域の指定)

第2条 町長は、津波による浸水等が予測され、危険の著しい区域を災害危険区域として指定するものとする。

2 町長は、災害危険区域を指定したときは、その旨を告示し、その区域を指定した図書を一般の縦覧に供するものとする。

3 災害危険区域の指定は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

4 前2項の規定は、災害危険区域の指定の変更又は解除について準用する。

(建築の禁止又は制限)

第3条 前条第1項の規定により指定した災害危険区域内においては、住居の用に供する建築物を建築してはならない。ただし、津波災害に対し安全な構造として規則で定めるものについては、この限りでない。

2 前条第1項の規定により指定した災害危険区域内において、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第19条第1項に規定する児童福祉施設等を建築するときは、津波災害に対し安全な構造として規則で定めるものにしなければならない。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。